

地域における災害医療体制に関する課題と今後の方針

東日本大震災を踏まえた課題 (「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」)

都道府県

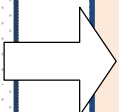
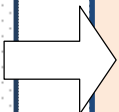
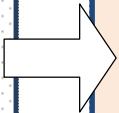
各県で医療チーム等の調整を行う組織の立ち上げに時間がかかり、受け入れ体制が不十分であった

保健所管轄区域・市町村単位等

地域における病院や避難所への医療チームの派遣を調整する体制が不十分であった

医療機関

人工呼吸器等の医療機器を使用している患者について、停電への対応が必要であった



今後の方針 (平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」)

災害時の医療チーム等の派遣について、災害対策本部内の組織（派遣調整本部（仮称））の設置に関する計画を事前に策定
派遣調整本部において、コーディネート機能が十分に発揮されるような体制を整備
災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への加入を促す

保健所は、EMISが未整備又は機能していない場合においては、直接医療機関に出向いて情報把握又は当該医療機関におけるEMISでの情報発信の支援を行う
災害時に保健所・市町村等の行政担当者と、地域の医師会、災害拠点病院の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議（仮称））を設ける計画を、事前に策定
地域災害医療対策会議において、コーディネート機能が十分に発揮されるような体制を整備

医療機関が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用。
医療機関は、業務継続計画を作成することが望ましい。
人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等をかかえる医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましい。

下線部は通知により新たに示された内容

県災害対策本部と災害医療調整機能（検討案）について

